○内閣府令第八十六号

独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第三十九条の規定に基づき、独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センター法施行規則（平成二十年内閣府令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（記名） **第七条**　法又はこの府令の規定により委員会等又は委員長に提出する書面には、提出する者が記名するものとする。	（署名又は記名押印） **第七条**　法又はこの府令の規定により委員会等又は委員長に提出する書面には、提出する者が署名又は記名押印するものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第八十七号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

内閣総理大臣　菅　　義偉

不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令

不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二十八年内閣府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法） **第九条**　法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書（当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　電磁的記録を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して送信する方法（以下「電磁的方法」という。） ［2～5　略］ 6　第一項第四号の方法により同項に規定する電磁的記録が送信された場合は、消費者庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、同項に規定する報告書が消費者庁長官に提出されたものとみなす。 （実施予定返金措置計画の認定の申請の方法） **第十条**　法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（次条第一項第二号及び第四号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を消費者庁長官に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。 一　実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す資料	（課徴金対象行為に該当する事実の報告の方法） **第九条**　法第九条の規定による報告をしようとする者は、様式第一による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、消費者庁長官に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］ ［2～5　同上］ ［項を加える。］ （実施予定返金措置計画の認定の申請の方法） **第十条**　法第十条第一項の規定により実施予定返金措置計画の認定を受けようとする者（次条第一項第二号及び第四号において「申請者」という。）は、様式第二による申請書を消費者庁長官に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。 一　実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知に関する事項を示す書類